

小平市まちの環境美化条例の概要について

1 条例制定の背景・目的

市ではこれまで、春の環境美化週間や秋のみんなでまちをきれいにする週間など、自治会等による地域の清掃活動を支援し環境美化に努めるとともに、喫煙マナーアップキャンペーンを市内6駅で実施し、環境美化の意識及びマナーの啓発に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし、市内ではカン、ビン、ペットボトルやたばこの吸い殻等が道路等の公共の場所にポイ捨てされている状況が散見され、飼い犬のふんを処理せずに放置することや、歩行喫煙等の喫煙マナーに関する苦情や相談が寄せられる状況が続いています。

一方で、東京都受動喫煙防止条例の施行により喫煙環境が大きく変わったこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい生活様式といわれるように、テレワーク等の在宅で過ごす時間の増加や、店舗から灰皿やごみ箱が撤去されるなど、住民を取り巻く生活環境が大きく変化し、それに伴い、公共の場所にポイ捨てされたカン、ビン、ペットボトルやたばこの吸い殻等が、目立つようになってきています。

そのような中で、市民の関心を高め、環境美化の意識及びマナーのさらなる向上を図ることへの実効性を高めるために、市民、事業者、市がそれぞれに果たすべき責任や基本事項を定めた条例を策定し、取組の土台となる共通認識として位置付け、地域が一体となって環境美化の推進に取り組むことで、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図ります。

2 条例の内容

(1) 対象となる市民等及び事業者（第2条第1号及び第2号）

①市民等

市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者

②事業者

市内で事業を行う個人、法人その他の団体

(2) 市の責務（第3条）

市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化に関する活動への支援、意識の啓発その他の環境美化に係る施策を実施することとする。

(3) 市民等の責務（第4条）

市民等は、この条例の目的を理解し、環境美化を推進するため、次の①から⑥までに掲げる事項に努めなければならないこととする。

①自らまちを清潔に保全すること。

- ②自宅及びその周辺において環境美化に関する活動を行うこと、又は自治会その他の地域の団体による当該地域の環境美化に関する活動に協力すること。
- ③屋外において生じさせたごみは、自らの責任において適正に処理すること。
- ④飼い犬等を散歩、運動その他の目的により外出させるときは、ふん尿を処理するための用具を携帯すること。
- ⑤歩行中又は自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の乗車中において喫煙しないこと。
- ⑥その他市の実施する環境美化に関する施策に協力して取り組むこと。

(4) 事業者の責務（第5条第1項）

事業者は、この条例の目的を理解し、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化に関する活動に努めなければならないこととする。

(5) 禁止事項（第6条）

- ①市民等は、公共の場所等において、みだりにごみを投棄してはならないこととする。
- ②市民等は、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置してはならないこととする。

(6) 環境美化推進重点地区の指定（第7条第1項）

市は、特にごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置を防止することにより、環境美化を推進する必要があると認める地域を、環境美化推進重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができるものとする。

(7) 指導員（第8条）

市は、重点地区において、下記(9)①の指導を行うため、指導員を置くことができるものとする。

(8) ごみゼロデー及びみんなでまちをきれいにする週間（第9条）

市民等、事業者及び市が一体となって環境美化に関する活動を推進するため、毎年5月30日以降の最初の日曜日を「ごみゼロデー」、毎年10月1日から同月7日までを「みんなでまちをきれいにする週間」と定める。

(9) 指導、勧告及び命令（第10条）

①指導

市は、上記(5)の禁止事項に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復するよう指導することができるものとする。

②勧告

市は、正当な理由がなく①の指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができるものとする。

③命令

市は、正当な理由がなく②の勧告に従わなかった者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができるものとする。

(10) 過料（第11条）

市は、前項③の命令に違反した者に対し、5万円以下の過料を科することとする。

3 パブリックコメント手続きの実施結果

- (1) 実施期間 令和3年11月22日から同年12月21日
- (2) 提出意見 8人の方から9件の意見
- (3) 意見への対応 反映済み2件、反映する0件、反映しない1件、参考意見6件

4 関係規則

「小平市まちの環境美化条例施行規則」を制定し、重点地区の告示の事項、指導員の職務等、指導、勧告及び命令の方法並びに過料処分通知書の交付等について定める。

5 条例施行期日

令和4年6月1日